

# 2014年7月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

自民党福井2区事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

## 第186回通常国会が閉会。新たに103の法律が成立！

通常国会 成立法律数

第186回国会（通常国会）は、

内閣提出	82
議員立法	衆 18
	参 3

1月24日に開会し、150日に及び会期を経て、6月22日に閉会しました。今国会は「好循環実現国会」と位置付けられ、予算や多くの法律案が審議されました。平成25年度補正予算が2月6日に、平成26年度予算が3月20日にそれぞれ成立。

また、今国会では内閣提出の法律が82件、衆議院議員の議員立法が18件、参議院議員の議員立法が3件の計103件の法律が成立しました。以下、成立した主な法律です。

○改正電気事業法：平成28年を目途に、電気の小売参入の全面自由化（小売業への参入規制の撤廃）を行う。

○改正国民の祝日法：平成28年から、8月11日を「山の

日」として祝日とする。

○改正雇用保険法：育児休業給付の充実、教育訓練給付金拡充・教育訓練支援給付金創設、就職促進手当拡充。

○特許法等改正法：特許異議申立制度創設、色彩や音等を商標法の保護対象に追加、地域団体商標の登録主体の追加（商工会、商工会議所、NPO）、弁理士業務拡充。

○小規模企業振興基本法：従業員5人以下の「小企業者」を含む小規模企業の振興について、政府が総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定める。

○特定農林水産物等名称保護法律：農林水産物・食品のうち、特定農林水産物等につき、その地理的表示の登録を農水大臣に申請でき、登録生産者団体構成員のみ地理的表示等を商品に付せられる等、地理的表示を保護。

## 来年度の予算編成に向け、「骨太の方針」を閣議決定！

政府は、6月24日、「経済財政運営と改革の基本方針2014」、いわゆる『骨太の方針』を閣議決定しました。デフレ脱却・経済成長が進んでいる中、今後の4つの課題（①消費税率引き上げに伴う需要の反動減への対応、②好循環の拡大、成長戦略の強化・深化、③日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施、④経済再生と財政健全化の好循環）に対応するための経済対策等の基本的な方針です。

以下、その主要な内容を紹介します。これらを実現し、福井県、そして日本全国津々浦々まで景気回復と経済成長を実感していただけるよう、一層尽力いたします。

**【女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮】**

○男女の働き方を抜本的に改革し、男女の意欲や能力に応じた労働参加と出産・育児・介護の双方を実現します。

○教育再生を実行し、世界トップレベルの学力達成に取り組みます。また、再チャレンジや教育訓練機会を確保し生涯を通じて能力発揮できる人材の育成を行い、人材不足が懸念される分野での人材確保・育成も推進します。

○少子化対策として子どもへの資源配分を大胆に拡充したり、これまでの延長線上にない少子化対策を検討すると同時に、生涯現役社会に向け高齢者の健康寿命を延伸し、経験や能力を活かす社会の実現を図ります。

**【民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革】**

○イノベーションを促進します。また、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手すると同時に、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう恒久財源を確保することとし、議論を進めてまいります。

○コーポレートガバナンス向上や地域金融機関等の経営支援により、健全で力強い企業を作る環境を整備します。

○TPP早期妥結へ引き続き取り組みます。また、基本的価値観を共有する国々との連携強化、技能実習制度の見直しや外国人材を国家戦略特区の枠組の中で十分な管理体制の下で活用する仕組み等を検討します。

○エネルギーコストの上昇や供給不安が、新たな投資や雇用の拡大を阻害し、経済の制約となる現状に鑑み、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保します。そのため、省エネ投資を始めとした省エネ推進の徹底、高効率火力発電活用、電力・ガスシステム改革の推進、更なる再生可能エネルギー導入促進等に取り組みます。原子力発電所はいかなる事情より安全性を優先させ、世界でも最も厳しい水準の規制基準に基づく原子力規制委員会の専門的判断に委ね、国は立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう前面

に立ち取り組みます。また、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発、不拡散の取組、高温ガス炉等安全性の高度化の技術開発に関する国際協力と人材育成も進めます。

○健康・医療産業の発展、多様で柔軟な働き方、新しい事業の開拓、農業の成長産業化、対日投資の促進等を重視して、きめ細かい規制の見直しを推進します。

**【魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生】**

○「新しい東北」の実現を目指すとともに、自律的で持続可能な地域経済の再生を進めます。

○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向け、必要な体制の整備等に取り組みます。

○観光・交流等よる都市・地域再生、沖縄振興、地域分権改革を推進します。また、人口急減・超高齢化の克服に向け、長期的な視野に立って行政サービスの提供の在り方、政策手段等の大胆な見直しに着手します。

○「農林水産業・地域の活力創造プラン」により、10年間で農業・農村の所得倍増を目指します。また、農業の競争力強化、食料安全保障の確立等を図ります。

○中堅・中小企業、小規模事業者が地域の経済社会、雇用を支えていることから、海外を含めた事業展開や人材確保、地域資源の活用、若者・女性を中心とした創業促進等の支援を行います。

**【安心安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保】**

○戦略的外交に向け、総合的外交力を高めます。また、戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進し、防衛大綱等に基づき統合的な防衛力を効率的に整備します。

○国土強靱化基本計画等に基づき、重点的、効率的に国土強靱化や防災・減災等を推進します。

○良好な治安確保のための『『世界一安全な日本』創造戦略』に基づく取組、消費者の安全・安心確保のための取組等を推進します。

○温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決、地球温暖化対策、循環型社会と自然共生社会の実現等に取り組みます。

**【経済再生と財政健全化の好循環（両立に向けて）】**

○社会保障改革、社会資本整備、地方行財政制度、行政のIT化・業務改革・行政改革・公務員改革、財政の質の向上等を議論し、取り組み、推進することで、経済再生と財政健全化の両立を目指します。

## 体と心、社会との絆「食育の環（わ）」（政府広報より）

■食育とは？：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間に育つことです。

■食に関する環境の変化：近年は栄養の偏りや不規則な食事等による肥満の増加、過度のダイエット志向、食の安全や信頼にかかわる問題、食料を輸入に依存する問題等、食を取り巻く環境が大きく変化している中で「食べる力」＝「生きる力」を育む食育が重要になっています。

■食育で身に付けたい「食べる力」：①心と身体の健康を維持できること、②食事の重要性や楽しさを理解する力、③食べ物を自分で選択し食事づくりができる力、④家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう力、⑤食べ物の生産過程を知り感謝する気持ちを持つこと、⑥日本の食文化を理解し伝えることができる力等が含まれます。

■「食べる力」の身に付け方：栄養バランスのとれた規則正しい食生活をとること（朝ごはんを食べること等）が大切です。主食・主菜・副菜を上手に組み合わせることが必要です。ご飯とみそ汁、魚や肉、野菜、海草、豆

類等の多様なおかずを組み合わせる「日本型食生活」は、脂質が少なく野菜を多く摂れるため、健康的で栄養バランスに優れていると言われています。

■食育と家族・社会との関わり：食事の場はコミュニケーションの場です。家族揃っての食事の楽しさの実感、食事マナー、食事のあいさつ、栄養バランスを考えて食べる習慣や食べ物を大事にする気持ち、郷土料理や季節の料理等の食文化を伝える良い機会です。

■食を考える・触れる：我が国の食料自給率はカロリーベースで40%程度で、残り60%は海外からの輸入です。また、我が国では500万～800万t/年の食品ロスが排出されています。これらの問題にどうすべきか、考えていくことが必要です。また、農林漁業体験や地産地消も食育の一つです。生産者を理解したり、地域活性化、食料自給率の向上に貢献できます。

■「食育の環」とは？：生産から食卓までの食べ物の循環、「子どもから高齢者、そして次世代へ」といった生涯にわたる食の営みの循環です。食育の実践を通じて、食育の環を広げていきましょう。

### 「農の雇用事業」で就農者増加へ

■農水省は、就農者増加のため、「農の雇用事業」を実施しています。事業実施主体の全国農業会議所は本年9月研修助成開始分の募集を開始しました。

■助成額・助成期間：農業法人等が新規就業者又は新たな農業法人設立による独立を目指す者（研修生）を新たに雇用し行う、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対し、研修生1人当たり年間最大120万円を助成します。今回の募集は研修1年目の助成となり、2年目については別途措置する予定になっています。

■事業の要件：農業法人等は、概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業者、農業法人等）であること、研修生との間で正規従業員として期間の定めのない雇用計画を締結すること等が必要です。また、研修生は、就農意欲を有し、研修終了後も継続して就農又は1年以内に農業法人を設立して独立就農する強い意志がある原則45歳未満であること等が必要です。

■募集期間：2014年7月14日（月）17時まで。

### 学校給食で地場食材利用拡大！

■農水省は、学校給食における地場産農林水産物の利用拡大及び定着を図ることを目的に、現場の創意工夫を活かし、学校給食の食材として地場産農林水産物を生産・供給するモデル的取組を支援します。

■事業内容：学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制を構築するための関係者の連携によるモデル的な事業で、①新たな生産・供給システムの構築に向けた推進会議の開催及び②調査・検討、③関係者の相互理解を図るための研修会やほ場見学、④地場産農林水産物を使用した地域の伝統的な食文化を踏まえた新たなメニューや加工品等の開発、本事業で構築した生産・供給システムを利用したメニューの導入実証等の事業。

■応募団体：市町村、民間事業者、農林漁業者団体等。

■補助額：1事業当たり1千万円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要な経費を定額で助成。

■公募期間：2014年7月23日（水）17時必着。

### 中小企業活路開拓事業

■中企庁（事務局：全国中小企業団体中央会）は、中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓等、単独では解決困難な諸課題等改善のために中小企業組合等が行う事業を支援します。

■補助対象団体：中小企業団体、商店街振興組合、水産加工業協同組合、一般社団法人、任意グループ、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等。

■補助対象事業：（ア）①中小企業の経営基盤の強化、②地域振興、③社会的要請への対応、④その他中小企業が対応を迫られている問題のうち、1つを選定し、⑦調査・研究、⑧試作・改造、⑨実験・実用化試験、⑩試供・求評、⑪ビジョン作成、⑫成果普及講習会等開催の各事業を2つ以上組み合わせる事業。（イ）展示会等出展事業（単独事業）。

■補助金額等：補助対象経費総額の6/10以内で、（ア）上限1158.8万円、下限100万円。（イ）上限120万円。

■募集期間：2014年8月18日（月）必着。

### 廃棄物エネルギー有効活用で低炭素化推進

■環境省は、廃棄物分野における温暖化対策を推進するため、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設の整備事業等に対して、支援を行います。

■補助対象事業：①廃棄物高効率熱回収施設、②バイオマス熱供給施設、③バイオマスコージェネレーション施設、④廃棄物燃料製造施設、⑤バイオマス燃料製造施設、⑥熱輸送システム施設を整備する事業。それぞれの施設には一定以上の効率が求められます。

■補助対象事業者：一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を主たる業とする事業者（民間企業、特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等）。

■補助金額：①～⑤については、施設の高効率化に伴う増嵩費用（但し、補助対象施設整備費の1/3が限度）、⑥については補助対象施設整備費の1/2。

■募集期間：2014年7月11日（金）18時必着。